

第 1 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

1 . 行革対応関係

(1) 登録機関に対する国の関与の程度 (全体)

登録格付・認定機関がどの分野でどのくらい活動しているのか、都道府県・独立行政法人がどのくらい活動しているのかということが分かる資料が必要。

林産物については登録認定機関が 3 つしかないが、これから登録認定機関と国の関係を議論する必要があり、登録認定機関の状況がどうなっているのかを教えてほしい。

国 (官) が関与しない方向でとのことだが、最近の食品企業による情報隠蔽等の事件を見れば、むしろ消費者は民を信用できないのではないか。

J A S 規格制度の廃止と国の強い関与という両極端の間で議論することとなるが、民間の実力がどの程度あるのかとすることを把握した上で、国の関与をどの程度にしていくのか検討していかななくてはならない。

(2) 登録機関の登録 (入口) における国の関与の仕方

行政改革の対応問題はこの方向でやむをえないが、登録機関になるのは簡単で、罰則が厳しいという制度になると大変なので、登録要件をかなり具体的に定めておく必要がある。

国の関与を減らすと言うが、単に国の関与を減らせばいいというものではない。「国の関与を減らすべき」との主張は、民間の検査機関間の競争で検査の質が向上し、価格が低下することを前提としている。検査事業の市場を作ることに、その環境の整備には国の関与が必要。実際には競争が行われる分野もそうでない分野もあり、競争によって担保できることもできないこともある。

(3) 登録機関の業務実施 (中間) における国の関与の仕方

検査対象の事業者の内部情報に触れる立場にある検査員 (登録認定機関の職員) が、不正を発見し、公益通報した場合の身分保障がない。

外国認定事業者及び登録外国認定機関に対しても定期的確認をしっかりと行ってほしい。

(4) 登録機関の取消等 (出口) における国の関与の仕方

国は認証機関のチェックと違反があった場合の取消に特化すべきではないか。

(5) 有機 J A S に係る登録機関に対する国の関与の仕方

有機については、名称の規制と結びついていることから、他の J A S 規格とは別扱いにしてほしい。

民間事業への移行により国の縛りを緩めるのはよいが、国はきちんと責任を取ってほしい。特に検査員については、レベル平準化のため、農水省が有機検査技術講習会を開催し、受講修了した者を検査員として登録する等の取組みが必要ではないか。

(6) 都道府県、独立行政法人及び登録格付機関による格付の扱い

林産物関係では、建築基準法等に J A S 規格が引用されているほか、国による木材の購入や地方公共団体による地元生産の木材の購入の場合があり、認定事業者による自己格付のみならず、登録格付機関による格付の仕組みも必要である。

2. 新たな J A S 規格・認証制度のあり方

(1) J A S 規格の意義

規格中心から表示重視へと変遷してきており、J A S 規格の意義を今一度問い直す必要がある。

J A S 規格について、生活者、消費者の立場から見直して、新しい考え方を築く第一歩としなければならない。

J A S マークをつけることを誇りとしているという事業者の話も聞いているし、一つの商品を選ぶのに数秒しかかけない中で国の関与したお墨付きのマークがほしいという消費者の要望も聴いている。

J A S マークを商品選択の指標にしている人もかなりいる。

J A S 規格は時代に合うものに変えていく必要があるが、暮らしに役立つ制度として育てていきたい。

J A S マークがついていないからといって、J A S 規格の重要性が落ちたとは言えない。飲食料品を海外から輸入する際、格付を受けないものであっても J A S 規格を基準として参照していることも多い。

「格付」という用語や考え方は諸外国にはなく、消費者にもわかりにくい。別の良い概念はないか。

(2) 新たな J A S 規格

現行の J A S は消費者の商品選択の基準になっていない。事業者では、J A S 規格は取引上の最低基準として使用しているが、J A S マークをつけることまで求めていない。新しいニーズに応える J A S 規格を考える方が建設的である。

必要なJAS規格は残していき、新しいタイプのJAS規格、例えば高齢者を対象にしたシルバーJAS、HACCPやGMP（適正製造規範）の考え方をとりいれたJAS、環境配慮JAS、ペットフードのJASなども考えていきたい。

JAS規格による厳格な枠組みの設定により、新商品の開発の足枷となる場合があり、JAS規格にもっと柔軟性を持たせてもよいのではないか。

JAS品を原料として使用した場合、消費者の目に触れる最終製品にもJASマークを付けられる仕組みは考えられないか。

JAS規格が「エクセレンスの証」であるのであれば審査機関の質の高さが求められ、審査機関の地位も保障すべきであり、「ミニマムの基準」であるのであれば事業者の自己責任による判断と事後的な行政のモニタリングという仕組みになるのではないか。

（3）JAS規格の見直し基準

規格の見直しの際、現行の見直し基準によれば、格付率が低ければ廃止されるが、業界で一社でもJASマークを付けたいという場合には、それを考慮してもよいのではないか。

5年ごとの規格見直しの1サイクル目は現在の規格の見直し基準でやっていくが、2サイクル目の見直しの基準は前もって検討すべきではないか。

3．外国制度との同等性等

JAS制度が国際的に通用する制度であるのか検証したい。

現在、登録外国認定機関にはJASと同等の格付の制度を有する国の認定機関しかなく、欧米では信頼のおける非同等国の認定機関であれば認定業務の実施が認められている。このような非同等国の認定機関も、登録外国認定機関となることのできる仕組みを検討すべきではないか。

有機の認定輸入業者の業務について、JAS規格では使用が認められないが、規格の同等性のある外国で使用が認められる添加物が存在する場合、その添加物を使用した外国の有機の製品は、JASと同等性のある国の政府機関の証明書があれば、輸入業者はJAS規格への適合性を確認しなくても格付の表示が可能であるように解釈できるかどうか。

同等性のある国の政府機関の証明書が発行される場合には、第三国の有機食品についても格付の表示が可能であるように解釈できるかどうか。

このほか、JAS制度のあり方を見直しそのものに関するものではないが、有機JAS規格に係る告示等を見直しや、JASマーク商品の特色の普及等についての意見が出された。